

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、平成29年3月15日付けで行った生活保護法（以下「法」という。）24条3項の規定に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のように主張する。

現在、請求人は、便宜的に請求人の姉と同居しているにすぎず、独立資金が貯まれば一人暮らしを始める考えであり、そうした事情は担当者にも説明済みである。医療費が収入の半分程度を占め、これ以上収入が増える手立てもない。請求人の姉とは性格的に合わず、また、借入金もある。こうした状況下で、生活保護を認めない本件処分は違法・不当である。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年9月12日	諮問
平成29年10月23日	審議（第14回第4部会）
平成29年11月20日	審議（第15回第4部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

(1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行うと定め、法8条1項は、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと定め、法9条は、年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効かつ適切に行うものと定める。

(2)ア 法4条2項は、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものと定めているところ、民法は、877条1項において直系血族又は兄弟姉妹は互いに扶養する義務があると定めている（このような扶養義務者を以下「絶対的扶養義務者」という。）。

イ これを受けて、法の処理基準である「生活保護法による保

護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第5は、「要保護者に扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養その他の支援を求めるよう、要保護者を指導すること。また、民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させること。この民法上の扶養義務は、法律上の義務ではあるが、これを直ちに法律に訴えて法律上の問題として取り運ぶことは扶養義務の性質上なるべく避けることが望ましいので、努めて当事者間における話し合いによって解決し、円満裡に履行させることを本旨として取り扱うこと。」と定めている。

ウ　そして、同じく法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第5・2・(5)・イは、要保護者に対する扶養の程度について、兄弟姉妹の関係においては、社会通念上それらの者にふさわしいと認められる程度の生活を損なわない限度を標準とするとしている。

(3)ア　法10条は、保護は、原則として世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとしている。

イ　世帯の認定の方法について、次官通知第1は、同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定することとしている。

ウ　また、法の解釈・運用の指針である「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）第1は、「生活保護法に規定する『世帯単位の原則』における『世帯』は、主に生計の同一性に着目して、社会生活上、現に家計を共同

にして消費生活を営んでいると認められるひとつの単位をさしている。もっとも、次官通知は、同一居住、同一生計の者は原則として同一世帯と認定することとしているが、これは、生計を一にしているか否かの認定が主として事実認定の問題であるところから、比較的事実関係が容易な同一居住という目安をあわせて用いることとしたものである。このような目安としては、他に重要なものとして居住者相互の関係（親族関係の有無、濃密性等）がある」とし、また、問答集問1-3・答は、「法にいう世帯とは、社会生活上の単位として居住及び生計をともにしている者の集まりをいうものであり」、「ここにいう生計の同一とは、家計上の計算の単位がひとつの総枠の中におさまっていることを意味するにとどまり、世帯員のひとりが自己の得た収入のうち若干又は相当部分を家計の中心者に手渡すことなく、直接物資の購入等の支払にあてている事実があるとしても、そのことはその者をそれ以外の者と別世帯として認定する決定的な要素とはならない。」としている。

エ なお、局長通知第1・2には、同一世帯に属していると認定されるものであっても、世帯分離して差し支えないとする場合として8項目を挙げている（別紙参照）。この点について、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知）問第1の8・答は、「世帯分離は、世帯単位の原則をつらぬくとかえって法の目的を実現できないと認められる場合に例外的に認められる取扱いである」としており、同一世帯に属していると認められる者で、上記8項目に該当しないものについては世帯分離が認められる余地はない。

2 本件処分は、請求人らが同一の世帯を構成していることを前提

として、世帯の保有する預貯金を基準生活費と比較すると前者が後者を上回ることを理由としており、請求人らが同一の世帯を構成するとした処分庁の判断の当否が問題となるので、以下検討する。

(1) 本件においては、請求人は、先行相談の際、請求人の姉と同居している旨を述べ、本件申請時においても同様であることから、請求人らは同一の住居に生活し、かつ、親族関係としても濃密な関係にあることが認められる。また、本件申請の際の請求人の供述からは、請求人の姉に支払う生活費の内容や用途について具体的には明らかではないものの、先行相談の際の請求人の生活状況に関する説明から、当該生活費は請求人の姉に対する家賃ないし食費の支払いに相当するものであると推認することができる。加えて、本件申請直後平成29年3月2日の担当者による請求人宅訪問の際、同居宅の玄関、台所及びリビングの様子から、請求人らが二人で生活していることを確認されたことが認められる。

なお、請求人らの世帯は、局長通知第1・2により世帯分離を認めることが許容される8項目のいずれにも該当していない(1・(3)・エ)。

これらの事情から、請求人らは、その家計上の計算を一つとしていることが認められ、処分庁が請求人と請求人の姉とが同一世帯を構成すると認定したことについて、違法又は不当な点があるとはいえない。

(2)ア 請求人の姉は請求人の兄弟姉妹であり、絶対的扶養義務者として、法に基づく保護に優先して請求人を扶養することとされている一方(1・(2)・ア)、次官通知は、扶養義務者による扶養義務を「円満裡に履行させることを本旨として取り扱うこと」と定めている(1・(2)・イ)。

この点、請求人の姉は、自ら担当者に連絡した上、収入等の申告に関する確認を行い、また、請求人を介して収入申告書等を提出していることなどから、請求人に対する扶養義務を円満裡に履行しようとする意思ないし態度を有しているものと認めることができる。

イ 次に、局長通知では、請求人に対する扶養の程度について、社会通念上兄弟姉妹にふさわしいと認められる程度の生活を損なわない限度を標準とするとされているところ（1・(2)・ウ）、請求人が先行相談を行った平成28年ころには、請求人らが同居している実態があったことが認められる。また、請求人の姉には借入金があることは確かであるものの、それに相応する自宅家屋等や預貯金の資産を保有し、さらには、年金収入や恒常的な給与収入があることも認められる。

これらの事情に照らせば、請求人の姉が請求人に対して扶養義務を負担したとしても、それによって社会通念上兄弟姉妹にふさわしいと認められる程度の生活を損なうことになるということもできない。

ウ 以上の事情に基づけば、処分庁が、請求人の姉に対して請求人の扶養を負担させることは可能であると判断したことについて、違法又は不当と認めることはできない。

(3) 以上のとおり、処分庁が請求人らは同一の世帯を構成すると判断したことに、違法又は不当な点はない。そして、請求人らの預貯金が基準生活費を大きく上回っている以上、法4条1項、8条1項及び10条の規定に照らして、本件処分が違法又は不当であるとはいえない。

### 3 請求人の主張について

請求人は、上記（第3）のとおり本件処分は違法であると主張する。しかしながら、本件処分が違法又は不当であるとはいえない

ことは、上記（２）に述べたとおりである。

これに加え、請求人は、便宜的に請求人の姉と同居しているだけであり、機を見て一人暮らしを始める考えであり、そうした事情は担当者にも伝えてあると主張する。しかし、請求人の意向は格別、法は、請求人ら世帯を単位として保護の要否を定めるのであるところ（１・(3)・ア）、請求人は現に請求人の姉と同一の世帯を構成し、請求人らが基準生活費を上回る預貯金等を保有している以上、処分庁が、請求人ら世帯に対して、保護を開始しなければならない理由はない。

その他請求人はさまざまな主張をするが、いずれも理由がなく、認めることはできない。

#### ４ 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙（略）